

# 18歳選挙権の行使にあたって ①

(総務省・文部科学省「私たちが拓く日本の未来」より作成)

# 投票

選挙権がある人 = 「選挙人名簿」に登録されている人

= 選挙翌日までに満18歳以上の日本国民で、その市区町村で住民票作成日または転入届日から3か月以上続けて住民基本台帳に登録されている人

## 【投票時間】

投票時間は、7時～20時。特別の事情のある場合のみ、市区町村の選挙管理委員会の判断で、一定の範囲で開始時刻や終了時刻の繰り上げ・繰り下げ（終了時刻は繰り上げのみ）ができます。自分が行く投票所の場所・投票時間は、自宅に送られる「投票所入場(整理)券」に書いてあります。

## 【期日前投票・不在者投票】

投票日当日に用事がある有権者は、投票日前に「期日前投票・不在者投票」ができます。各市区町村に最低1か所「期日前投票所」が20時まで開いています。遊びに行く場合も利用できます。

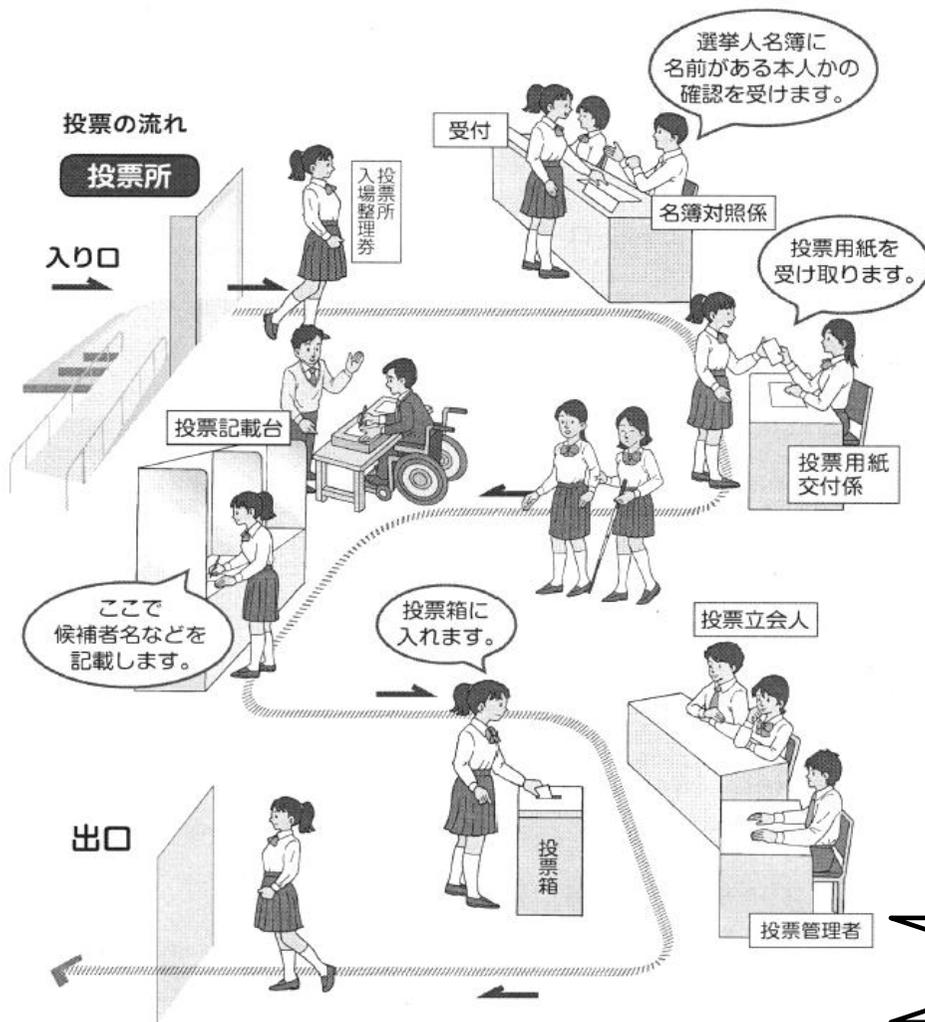
## 【代理投票・点字投票】

視覚障害者や病氣やけがなどで投票の記載ができない人は、期日前投票を含め投票所の係員が代理で代筆する「代理投票」の制度があります。

障害者が円滑に投票できるように、「代理投票」「点字投票」の制度があるほか、選挙に関する情報を入手するために選挙公報を点字又は音声化した「選挙のお知らせ」等を配布している場合も多くあります。

また、投票所には、肢体不自由の人や病氣やけがで歩行が不自由な人のために、車いす及びスロープ、車いす用の記載台も配備されています。

このほか、重度障害者が利用できる「郵便等投票」や、病院等への入院・入所者が利用できる「指定病院等における不在者投票」の制度もあります。



## 候補者や政党の情報はこう集める!

信頼できる候補者を選ぶための情報収集、実はこんなにあるんです。

### インターネット

平成25年のネット選挙運動解禁を受け、選挙運動期間中もホームページやブログ、SNS（ツイッターやフェイスブック等）、動画共有サービスなどを利用した選挙運動が可能。



### 政見放送

候補者や政党等が、テレビやラジオを通じて意見や考えを訴えます。対談形式を用いるなど、有権者に分かりやすく伝える工夫もなされています。



### 冊子状の公約集

当選したら、どんなことをいつまでに実現させるかを、政党等有権者に向けて発表する選挙公約。パンフレットなどで街頭演説の場所などにおいて無料配布されます。

### 演説会

候補者が開催するものと、政党等が開催するものがあります。



### 選挙公報

投票日の2日前までに、世帯ごとに届けられる、新聞に似た印刷物。候補者の氏名、意見や考えなどが掲載されています。

### 街頭演説

駅前や商店街などで、候補者が有権者に直接政策を訴えるもの。



### 公開討論会

立候補予定者が一堂に集まり、自分の政策や公約などの考え方を有権者に説明したり、立候補予定者同士がお互いに議論したりする場です（選挙運動期間外に限られます）。

公益財団法人 明るい選挙推進協会「選挙ガイドブック2014」を基に作成

自分が関心を持つ事柄を中心に、できるだけ多くの政党・候補者の意見を聞き、その意見への賛否や実現の可能性などを判断して、「BEST」が見あたらなかったとしても、棄権や白票よりは「BETTER」な候補者・政党に投票しましょう。

衆議院議員選挙の際は「最高裁判所裁判官国民審査」も行われます。不適格と思われる裁判官がいれば「×」をつけましょう（それ以外の記入は無効）。

## 18歳選挙権の行使にあたって ②

(総務省・文部科学省「私たちが拓く日本の未来」より作成)

# 選挙運動

投票日の前日まで、候補者・有権者は選挙運動(=特定候補者への投票を勧誘する)ができます。

※ 「選挙運動」と「政治運動(活動)」(=政治的発言・行動)は違います。

公示・告示日に立候補の届出がされた時から投票日の前日まで、選挙運動が可能です。選挙運動は、ポスター・街頭演説や演説会、選挙運動用自動車からの連呼・選挙公報・新聞広告、政見放送(国政選挙や知事選挙のみ)、ウェブサイトや電子メールを利用した選挙運動などがあります。

また、誰でも自由にできる選挙運動として、電話での投票依頼や街頭で出会った人などに投票を依頼することもあります(戸別訪問は禁上)。ウェブサイト、SNSを利用した選挙運動も可能です。

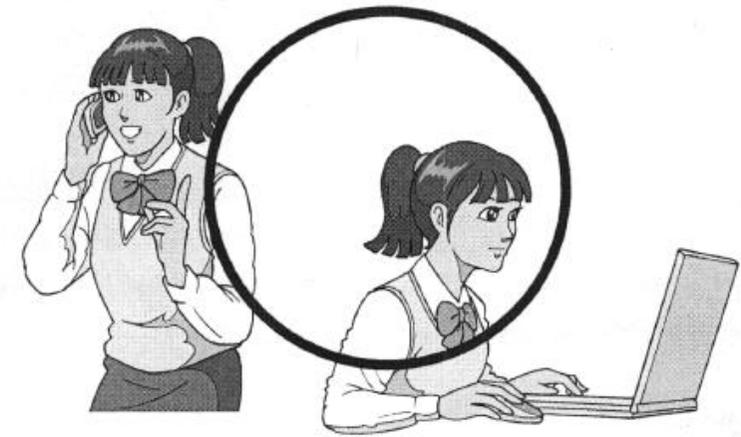
なお、公示・告示日の立候補の届出より前に選挙運動を行うことはできません。

**注意!**



**満18歳未満は一切の選挙運動が  
できません。**

もちろん、インターネットによる選挙運動もできません。



**満18歳(有権者)になれば選挙運動が可能です。**

友人・知人に直接投票や  
応援を依頼する

電話により投票や応援を  
依頼する

自分で選挙運動メッセージを  
掲示板・ブログなどに書き込む

選挙運動メッセージを  
SNSなどで広める  
(リツイート、シェアなど)

選挙運動の様子を動画サイト  
などに投稿する



**注意!**

ただし、電子メールを利用した選挙運動は満18歳以上の有権者も含め候補者や政党等以外の全ての人できません。

公職選挙法等に基づき、**注意!**の違反者等は処罰の対象となります!

※ **選挙の公示・告示後の期間で、18歳以上であっても、校内での選挙運動は、一切禁止です。**